

# 令和2年度 一般廃棄物最終処分場維持管理記録簿(水質分析年一回項目)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の三に基づき、維持管理の状況に関する情報の公表を行います。

施設名	高岡町一般廃棄物最終処分場
住所	宮崎市高岡町上倉永1207番地32

## 2. 地下水の状況 (基準省令別表第二)

採取年月日	8/20	No.2	No.4	基準値 (基準省令)	
検査結果が得られた年月日	3/11				
測定項目	アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	未検出
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005
	カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.003
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	0.01
	六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	0.05
	砒素	mg/L	<0.001	<0.001	0.01
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	未検出
	ホリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	未検出
	トリクロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01
	テトラクロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.01
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	<0.001	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01
	セレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05	
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.026	0.048	1	
水質の悪化の有無		無	無	—	
有の場合に措置を講じた年月日		—	—	—	
措置の内容		—	—	—	

採取場所については別紙1のとおり 〇と表示があるのは定量下限値を示す。

ダイオキシン類の採水日は10月13日

ダイオキシン類のNo.2地下水については、No.1地下水の値。

基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

### 3. 放流水の状況（基準省令別表第一）

採取年月日	—	放流水	基準値 (基準省令)	
検査結果が得られた年月日	—			
測定項目	アルキル水銀化合物	mg/L	—	未検出
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	—	0.005
	カドミウム及びその化合物	mg/L	—	0.03
	鉛及びその化合物	mg/L	—	0.1
	有機燐化合物	mg/L	—	1
	六価クロム化合物	mg/L	—	0.5
	砒素及びその化合物	mg/L	—	0.1
	シアン化合物	mg/L	—	1
	ホリ塩化ビフェニル	mg/L	—	0.003
	トリクロロエチレン	mg/L	—	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	0.1
	ジクロロメタン	mg/L	—	0.2
	四塩化炭素	mg/L	—	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	0.06
	1,3-ジクロロプロパン	mg/L	—	0.02
	チウラム	mg/L	—	0.06
	シマジン	mg/L	—	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	—	0.2
	ベンゼン	mg/L	—	0.1
	セレン及びその化合物	mg/L	—	0.1
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	0.5
	ほう素及びその化合物	mg/L	—	50
	ふっ素及びその化合物	mg/L	—	15
	アンモニア等	mg/L	—	200
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	—	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	—	30
	フェノール類含有量	mg/L	—	5
	銅含有量	mg/L	—	3
	亜鉛含有量	mg/L	—	2
	溶解性鉄含有量	mg/L	—	10
	溶解性マンガン含有量	mg/L	—	10
	クロム含有量	mg/L	—	2
大腸菌群数	個/mL	—	3000	
燐含有量	mg/L	—	—	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	10	
水質の悪化の有無		—	—	
有の場合に措置を講じた年月日		—	—	
措置の内容		—	—	

採取場所については別紙1のとおり

—と表示があるのは定量下限値を示す。

平成24年5月30日から放流停止中。

アンモニア等とは、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の略

基準省令：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令